

平成27年6月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 三木儀子

平成26年(レ)第965号不当利得返還等請求控訴事件(原審・東京簡易裁判所

平成26年(ハ)第6203号)

口頭弁論終結日 平成27年4月15日

判 決

控 訴 人

A

同訴訟代理人弁護士

西 尾 剛

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

被 控 訴 人

ア コ ム 株 式 会 社

同代表者代表取締役

木 下 盛 好

同訴訟代理人弁護士

加 藤 真 朗

同

太 井 徹

同

池 田 聡

同

吉 田 真 也

同

佐 野 千 誉

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、63万5500円及びうち44万9960円に対する平成26年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、1審、2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である被控訴人との間で、金銭消費貸借取引の基本契約を締結した控訴人が、当該契約に係る取引の各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。）所定の制限利率（以下、単に「制限利率」という。）を超えて利息として支払った部分を元本に充当すると過払金が発生し、かつ、被控訴人は民法704条の「悪意の受益者」に該当すると主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、当該取引から発生した過払元金44万9960円及び平成26年3月5日までに発生した同条所定の利息（以下「法定利息」という。）18万5540円並びに上記過払元金に対する同月6日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払を求める事案である。

これに対し、被控訴人は、上記契約に係る金銭の入出金を行ったのは、控訴人から上記契約に基づいて発行された取引カード（以下「取引カード」という。）の貸与を受けた控訴人の母親である B （以下「B」という。）であって、控訴人ではないから、不当利得返還請求権は控訴人に帰属しないなどと主張し、控訴人の請求を争った。

原審は、控訴人の請求を棄却した。これに対し、控訴人が不服として本件控訴を申し立てた。

- 2 前提事実（当事者間に争いがない事実及び後掲の証拠により容易に認定することができる事実）

- (1) 控訴人は、平成8年3月15日、貸金業者である被控訴人との間で、リボリング方式による貸付けを内容とする金銭消費貸借取引の基本契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

なお、本件契約には、取引カードを第三者に貸与することを禁止する旨の規約が定められている（乙B2・3条3項）。

- (2) 平成8年3月15日から平成19年12月14日までの間、本件契約に基

づき、控訴人の名義において、別紙計算書の「取引日」、「借入額」及び「返済額」の各欄に記載のとおり、継続的に借入れと弁済に係る金銭の入出金が繰り返された（甲2。以下「本件入出金」という。）。

- (3) 控訴人は、取引カードを B に貸与した。本件入出金には、控訴人自らが借入れ、弁済を行ったものと、B が取引カードを用いて控訴人名義で借入れ、弁済を行ったものが混在している（甲10）。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

- (1) 本件契約に係る不当利得返還請求権が控訴人に帰属するか否か（争点1）
（控訴人の主張）

取引カードが名義人である控訴人以外の者に貸与された場合においても、金銭消費貸借契約は貸金業者である被控訴人と控訴人との間に成立しており、被貸与者である B と被控訴人との間には何らの法律関係も生じないし、被控訴人も法律効果を控訴人に帰属させる意思で貸付けを行っている。

また、控訴人は、被控訴人から借りた金銭を B に又貸しするために取引カードを貸与したものであり、B による入出金は、控訴人の使者又は代理人としての行為であるから、これによって控訴人と被控訴人の間に金銭消費貸借契約が成立し、かつ、控訴人による弁済としての効果が生じることになる。

したがって、本件入出金のうち、B が借入れ、弁済を行ったものについても、控訴人にその法律効果は帰属するというべきであって、本件契約に係る不当利得返還請求権は控訴人に帰属する。

（被控訴人の主張）

本件契約における会員規約には、取引カードの他人への貸与を認めない旨の記載があり、控訴人も当該規約を承認した上で本件契約を締結している。したがって、取引カードの名義人ではない B が、控訴人から取引カードの貸与を受けて出金を行ったとしても、被控訴人が金銭消費貸借契約を締結す

る意思表示を行うことはなく、そのことは、B が控訴人の使者又は代理人であつたとしても同様であるし、控訴人が上記規約を承認していた以上、控訴人にも B を使者又は代理人とする意思がなかったことは明らかである。

したがって、B が出金を行った取引については、控訴人と被控訴人との間に金銭消費貸借契約が成立していない。

この点について、控訴人は、B が出金した金銭は、B に対する又貸しである旨主張するが、控訴人と B の間の直接の金銭授受や契約書などはない上、控訴人本人の陳述書でも又貸しであるとはされていないのであるから、控訴人の上記主張は失当である。

また、仮に控訴人と被控訴人との間に個別の金銭消費貸借契約が成立していたとしても、B は、控訴人の使者又は代理人として被控訴人に弁済を行ったわけではなく、自らの負担で被控訴人に弁済をしており、第三者弁済に該当するというべきであるから、損失者は弁済を行った B であり、控訴人には損失は生じていない。

したがって、控訴人は、本件契約に係る不当利得返還請求権を有しない。

(2) 控訴人による不当利得返還請求権の行使が、信義則に反し、又は不法原因給付に該当するか否か（争点 2）

（被控訴人の主張）

本件契約には、取引カードを当該顧客以外が使用し、又は他人に譲渡及び貸与することを禁止する旨の条項があり、控訴人はこれを認識していたにもかかわらず、控訴人は取引カードを B に貸与し、B は控訴人名義の取引カードを使用していることを秘して、本件入出金の少なくとも一部を行っていた。

このような B の行為は、違法な窃盗行為又は欺罔行為に該当するものであり、控訴人も、B がこのような違法な行為を行う意思があることを認識しつつ、これを行わせるべく取引カードを B に貸与しているから、仮に控

訴人に不当利得返還請求権が帰属したとしても、それは自己の違法な行為の結果取得した権利というべきであり、その行使は信義則に反し、許されない。

また、控訴人の同意に基づく B の控訴人名義での入金は、不法な原因のために行われたものであることは明らかであり、民法 708 条により、控訴人は、被控訴人に対して不当利得返還請求を行うことができない。

(控訴人の主張)

被控訴人の主張は否認又は争う。

カードの又貸しの場合において、個別の金銭消費貸借契約は、貸金業者とカードの名義人の間に成立し、カードの名義人が貸金業者に対して不当利得返還請求権を取得し、その権利を行使することは信義則に反しないし、不法原因給付にも該当しない。

(3) 被控訴人が「悪意の受益者」に該当するか否か (争点 3)

(控訴人の主張)

控訴人は、貸金業法 (平成 18 年法律第 115 号による改正前の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、上記改正の前後を通じて「貸金業法」という。) 43 条 1 項に基づき、「悪意の受益者」と推定される。

(被控訴人の主張)

控訴人の主張は否認又は争う。

第 3 当裁判所の判断

1 争点 1 (本件契約に係る不当利得返還請求権が控訴人に帰属するか否か) について

(1) 前記前提事実(1), (2), 証拠 (甲 10) 及び弁論の全趣旨によれば、金銭消費貸借取引の基本契約である本件契約を締結したのは控訴人と被控訴人であること、本件入出金のうち相当部分は、控訴人から控訴人名義の取引カードの貸与を受けた B が入出金をしたものであり、B は出金した金銭を自ら費消したこと、控訴人と B との間で、B が控訴人名義の取引カードで本

件契約に基づく入出金を行うことについての合意があったこと、控訴人及び B は、本件契約において取引カードの貸与が禁止されていることを認識していたことを認めることができる。

- (2) 上記のとおり、本件入出金のうち相当部分は B が入出金を行ったものであり、かつ、B が出金した金銭を自ら費消したことが認められるとはいえ、本件契約の当事者は控訴人及び被控訴人であり、本件入出金において算定された利息や弁済までの支払期日等も本件契約に基づくものであること、控訴人及び B は、取引カードの貸与が禁止されていることを認識した上で、B が控訴人名義の取引カードで入出金を行うことについて合意していたことを考慮すると、本件入出金のうち B が自ら入出金を行ったものについては、B が控訴人から委託を受けて、控訴人の名義で個別の借入れ及び弁済に係る行為をしたものと認められる。

したがって、本件入出金のうち、控訴人が自ら出金を行ったものと、B が控訴人名義の取引カードで出金を行ったもののいずれについても、控訴人と被控訴人との間で本件契約に基づく個別の金銭消費貸借契約が成立しているというべきであるから、本件入出金に係る借入れ及び弁済の法律上の効果は控訴人に帰属し、制限利率を超えて利息として支払った部分を充当した結果、元本債権が消滅した後にされた弁済の効果も同様に控訴人に帰属するから、被控訴人に対する不当利得返還請求権も控訴人に帰属すると解される。

- (3) これに対し、被控訴人は、①控訴人が取引カードの貸与を禁止する規約を承認していた以上、控訴人にも B を使用者とする意思がなかったことは明らかである、② B は、控訴人の使者又は代理人として被控訴人に弁済を行ったわけではなく、自らの負担で被控訴人に弁済をしており、第三者弁済に該当するというべきであるから、損失者は弁済を行った B であり、控訴人には損失は生じていない旨主張する。

しかし、控訴人が取引カードの貸与を禁止する旨の規約の存在を認識して

いたからといって、控訴人に B への個別の借入れ及び弁済行為の委託を行う意思がなかったということにはならないから、被控訴人の上記①の主張は採用することはできない。また、B が、控訴人の委託に基づき、控訴人の名義で弁済をしたと解すべきであることは上記(2)のとおりであり、本件契約に係る過払金相当額の損失も控訴人について生じたものと解するのが相当であるから、被控訴人の上記②の主張も採用することはできない。

2 争点 2 (控訴人による不当利得返還請求権の行使が、信義則に反し、又は不法原因給付に該当するか否か) について

(1) 被控訴人は、B が控訴人名義の取引カードを使用して行った入出金は違法な窃取行為又は欺罔行為に該当するものであり、控訴人も B がこのような違法な行為を行う意思があることを認識しつつ、これを行わせるべく取引カードを B に貸与しているから、控訴人に不当利得返還請求権が帰属したとしても、それは自己の違法な行為の結果取得した権利というべきであり、その行使は信義則に反し、許されないと主張し、また、控訴人の同意に基づく B の控訴人名義での入金、は、不法な原因のために行われたものであり、民法 708 条により、控訴人は被控訴人に対して不当利得返還請求を行うことができないと主張する。

(2) しかしながら、上記 1 (1)のとおり、控訴人は、本件契約において取引カードの貸与が禁止されることを認識しつつ、B に控訴人名義の取引カードを貸与して入出金を行わせているものの、これによって、被控訴人が何らかの損害を被ったとは認められない。また、控訴人による不当利得返還請求権の行使が信義則違反により許されないこととなった場合には、被控訴人が制限利率を超えて利息として支払われた金員に係る利得を保持する結果を招くこととなる。

これらのことを考慮すれば、B が控訴人名義の取引カードを用いて入出金を行ったことのみをもって、控訴人による不当利得返還請求権の行使が信

義則に違反するとはいうことができない。

また、B による控訴人名義での入金自体は不法な原因のためにされたものとはいえないから、これが不法原因給付に当たるということもできない。

したがって、被控訴人の主張は採用することができない。

3 争点3（被控訴人が「悪意の受益者」に該当するか否か）について

前記1(2)のとおり、本件入出金は、控訴人名義での本件契約に係る借入れと弁済であると解されるところ、前記前提事実(1)によれば、被控訴人は、控訴人から、制限利率を超えた利息を受領し、過払金が生じていたと認められる。

そして、制限利率を超えた利息の受領について貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、貸金業者は、同項の適用があると認識し、かつ、当該認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認められない限り、「悪意の受益者」と推定される（最高裁平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁）ところ、被控訴人が、本件取引につき、控訴人に対して、17条書面及び18条書面の要件を充たすと一般に考えられていた書面を現実に交付していたことを認めるに足りる証拠はなく、上記特段の事情は認められないから、被控訴人は、上記の「悪意の受益者」に当たるといふべきである。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由があるから認容すべきところ、これを棄却した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上、控訴人の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第41部

裁判長裁判官

森

英

明

裁判官

高

橋

祐

喜

裁判官

周

藤

崇

久

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 アコム株式会社

債務者 A

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H08.03.15	100,000				18%	0			100,000	0	0	0
H08.04.09		10,000	25		18%	1,229	0	8,771	91,229	0	0	0
H08.05.15		4,000	36		18%	1,615	0	2,385	88,844	0	0	0
H08.06.13		4,000	29		18%	1,267	0	2,733	86,111	0	0	0
H08.07.14		4,000	31		18%	1,312	0	2,688	83,423	0	0	0
H08.08.19		4,000	36		18%	1,476	0	2,524	80,899	0	0	0
H08.09.24		4,000	36		18%	1,432	0	2,568	78,331	0	0	0
H08.10.26		4,000	32		18%	1,232	0	2,768	75,563	0	0	0
H08.11.25		4,000	30		18%	1,114	0	2,886	72,677	0	0	0
H08.12.30		10,000	35		18%	1,250	0	8,750	63,927	0	0	0
H09.01.23	128,000		24		18%	756	0	0	191,927	756	0	0
H09.02.04		10,000	12		18%	1,135	0	8,109	183,818	0	0	0
H09.03.11		10,000	35		18%	3,172	0	6,828	176,990	0	0	0
H09.04.14		10,000	34		18%	2,967	0	7,033	169,957	0	0	0
H09.05.19		10,000	35		18%	2,933	0	7,067	162,890	0	0	0
H09.06.20	100,000		32		18%	2,570	0	0	262,890	2,570	0	0
H09.06.25		12,000	5		18%	648	0	8,782	254,108	0	0	0
H09.07.27		12,000	32		18%	4,010	0	7,990	246,118	0	0	0
H09.09.01		12,000	36		18%	4,369	0	7,631	238,487	0	0	0
H09.10.05		12,000	34		18%	3,998	0	8,002	230,485	0	0	0
H09.11.09		12,000	35		18%	3,978	0	8,022	222,463	0	0	0
H09.12.15		12,000	36		18%	3,949	0	8,051	214,412	0	0	0
H10.01.14		12,000	30		18%	3,172	0	8,828	205,584	0	0	0
H10.02.13		12,000	30		18%	3,041	0	8,959	196,625	0	0	0
H10.03.10		12,000	25		18%	2,424	0	9,576	187,049	0	0	0
H10.04.07		12,000	28		18%	2,582	0	9,418	177,631	0	0	0
H10.05.06		12,000	29		18%	2,540	0	9,460	168,171	0	0	0
H10.06.09		10,000	34		18%	2,819	0	7,181	160,990	0	0	0
H10.07.07		12,000	28		18%	2,222	0	9,778	151,212	0	0	0
H10.08.05		12,000	29		18%	2,162	0	9,838	141,374	0	0	0
H10.09.11		12,000	37		18%	2,579	0	9,421	131,953	0	0	0
H10.10.08		12,000	27		18%	1,756	0	10,244	121,709	0	0	0
H10.11.05		12,000	28		18%	1,680	0	10,320	111,389	0	0	0
H10.12.08		12,000	33		18%	1,812	0	10,188	101,201	0	0	0
H10.12.30		12,000	22		18%	1,097	0	10,903	90,298	0	0	0
H11.02.08		10,000	40		18%	1,781	0	8,219	82,079	0	0	0
H11.03.05		10,000	25		18%	1,011	0	8,989	73,090	0	0	0
H11.04.05		10,000	31		18%	1,117	0	8,883	64,207	0	0	0
H11.05.07		10,000	32		18%	1,013	0	8,987	55,220	0	0	0
H11.06.15		10,000	39		18%	1,062	0	8,938	46,282	0	0	0
H11.07.06		10,000	21		18%	479	0	9,521	36,761	0	0	0
H11.08.06		10,000	31		18%	561	0	9,439	27,322	0	0	0
H11.08.20	198,000		14		18%	188	0	0	225,322	188	0	0
H11.09.03		900	14		18%	1,555	0	0	225,322	843	0	0
H11.09.03		9,000	0		18%	0	0	8,157	217,165	0	0	0
H11.10.04		10,000	31		18%	3,319	0	6,681	210,484	0	0	0
H11.11.04		10,000	31		18%	3,217	0	6,783	203,701	0	0	0
H11.12.07		10,000	33		18%	3,315	0	6,685	197,016	0	0	0
H12.01.04		10,000	28		18%	2,713	0	7,287	189,729	0	0	0
H12.02.08		10,000	35		18%	3,265	0	6,735	182,994	0	0	0
H12.03.07		10,000	28		18%	2,519	0	7,481	175,513	0	0	0
H12.04.04		10,000	28		18%	2,416	0	7,584	167,929	0	0	0
H12.05.08		10,000	34		18%	2,807	0	7,193	160,736	0	0	0
H12.06.05		10,000	28		18%	2,213	0	7,787	152,949	0	0	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H12.07.06		10,000	31		18%	2,331	0	7,669	145,280	0	0	0
H12.08.04		10,000	29		18%	2,072	0	7,928	137,352	0	0	0
H12.08.22	45,000		18		18%	1,215	0	0	182,352	1,215	0	0
H12.09.04		10,000	13		18%	1,165	0	7,620	174,732	0	0	0
H12.10.05		10,000	31		18%	2,663	0	7,337	167,395	0	0	0
H12.11.06		10,000	32		18%	2,634	0	7,366	160,029	0	0	0
H12.12.04		10,000	28		18%	2,203	0	7,797	152,232	0	0	0
H13.01.04		10,000	31		18%	2,327	0	7,673	144,559	0	0	0
H13.02.05		10,000	32		18%	2,281	0	7,719	136,840	0	0	0
H13.03.05		10,000	28		18%	1,889	0	8,111	128,729	0	0	0
H13.04.04		10,000	30		18%	1,904	0	8,096	120,633	0	0	0
H13.05.07		10,000	33		18%	1,963	0	8,037	112,596	0	0	0
H13.06.05		10,000	29		18%	1,610	0	8,390	104,206	0	0	0
H13.07.05		10,000	30		18%	1,541	0	8,459	95,747	0	0	0
H13.08.08		10,000	34		18%	1,605	0	8,395	87,352	0	0	0
H13.09.04		10,000	27		18%	1,163	0	8,837	78,515	0	0	0
H13.10.04		10,000	30		18%	1,161	0	8,839	69,676	0	0	0
H13.11.06		10,000	33		18%	1,133	0	8,867	60,809	0	0	0
H13.12.05		10,000	29		18%	869	0	9,131	51,678	0	0	0
H14.01.04		10,000	30		18%	764	0	9,236	42,442	0	0	0
H14.02.04		10,000	31		18%	648	0	9,352	33,090	0	0	0
H14.03.04		10,000	28		18%	456	0	9,544	23,546	0	0	0
H14.04.05		10,000	32		18%	371	0	9,629	13,917	0	0	0
H14.05.07		10,000	32		18%	219	0	9,781	4,136	0	0	0
H14.06.05		10,000	29		18%	59	0	9,941	-5,805	0	0	0
H14.07.05		10,000	30		0%	0	0	10,000	-15,805	0	23	0
H14.08.07		10,000	33		0%	0	0	10,000	-25,805	0	71	0
H14.09.04		10,000	28		0%	0	0	10,000	-35,805	0	98	0
H14.10.04		10,000	30		0%	0	0	10,000	-45,805	0	147	0
H14.11.06		10,000	33		0%	0	0	10,000	-55,805	0	207	0
H14.11.14	117,000		8		0%	0	0	0	60,588	0	61	607
H14.12.10		10,000	26		18%	776	0	9,224	51,364	0	0	0
H15.01.06		10,000	27		18%	683	0	9,317	42,047	0	0	0
H15.02.04		10,000	29		18%	601	0	9,399	32,648	0	0	0
H15.03.12		10,000	36		18%	579	0	9,421	23,227	0	0	0
H15.04.07		10,000	26		18%	297	0	9,703	13,524	0	0	0
H15.05.07		10,000	30		18%	200	0	9,800	3,724	0	0	0
H15.06.04		10,000	28		18%	51	0	9,949	-6,225	0	0	0
H15.07.07		10,000	33		0%	0	0	10,000	-16,225	0	28	0
H15.08.05		10,000	29		0%	0	0	10,000	-26,225	0	64	0
H15.09.04		10,000	30		0%	0	0	10,000	-36,225	0	107	0
H15.10.06		10,000	32		0%	0	0	10,000	-46,225	0	158	0
H15.11.04		10,000	29		0%	0	0	10,000	-56,225	0	183	0
H15.12.05		10,000	31		0%	0	0	10,000	-66,225	0	238	0
H16.01.06		10,000	32		0%	0	0	10,000	-76,225	0	289	0
H16.02.05		10,000	30		0%	0	0	10,000	-86,225	0	312	0
H16.03.08		10,000	32		0%	0	0	10,000	-96,225	0	376	0
H16.04.05		10,000	28		0%	0	0	10,000	-106,225	0	368	0
H16.05.14		10,000	39		0%	0	0	10,000	-116,225	0	565	0
H16.05.17	70,000		3		0%	0	0	0	-48,960	0	47	2,735
H16.06.04		10,000	18		0%	0	0	10,000	-58,960	0	120	0
H16.07.05		10,000	31		0%	0	0	10,000	-68,960	0	249	0
H16.08.04		10,000	30		0%	0	0	10,000	-78,960	0	282	0
H16.09.07		10,000	34		0%	0	0	10,000	-88,960	0	366	0
H16.10.07		10,000	30		0%	0	0	10,000	-98,960	0	364	0
H16.11.04		10,000	28		0%	0	0	10,000	-108,960	0	378	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H16.12.02		10,000	28		0%	0	0	10,000	-118,960	0	416	0
H17.01.05		10,000	34		0%	0	0	10,000	-128,960	0	554	0
H17.02.09		10,000	35		0%	0	0	10,000	-138,960	0	618	0
H17.03.07		10,000	26		0%	0	0	10,000	-148,960	0	494	0
H17.04.04		10,000	28		0%	0	0	10,000	-158,960	0	571	0
H17.05.11		10,000	37		0%	0	0	10,000	-168,960	0	805	0
H17.06.14		10,000	34		0%	0	0	10,000	-178,960	0	786	0
H17.07.12		10,000	28		0%	0	0	10,000	-188,960	0	686	0
H17.08.15		10,000	34		0%	0	0	10,000	-198,960	0	880	0
H17.09.20		10,000	36		0%	0	0	10,000	-208,960	0	981	0
H17.10.17		10,000	27		0%	0	0	10,000	-218,960	0	772	0
H17.11.15		10,000	29		0%	0	0	10,000	-228,960	0	869	0
H17.12.16		10,000	31		0%	0	0	10,000	-238,960	0	972	0
H18.01.19		10,000	34		0%	0	0	10,000	-248,960	0	1,112	0
H18.02.23		10,000	35		0%	0	0	10,000	-258,960	0	1,193	0
H18.03.22		10,000	27		0%	0	0	10,000	-268,960	0	957	0
H18.04.19		10,000	28		0%	0	0	10,000	-278,960	0	1,031	0
H18.05.26		10,000	37		0%	0	0	10,000	-288,960	0	1,413	0
H18.06.26		10,000	31		0%	0	0	10,000	-298,960	0	1,227	0
H18.07.26		10,000	30		0%	0	0	10,000	-308,960	0	1,228	0
H18.08.29		10,000	34		0%	0	0	10,000	-318,960	0	1,438	0
H18.09.26		10,000	28		0%	0	0	10,000	-328,960	0	1,223	0
H18.10.19		10,000	23		0%	0	0	10,000	-338,960	0	1,036	0
H18.11.29		10,000	41		0%	0	0	10,000	-348,960	0	1,903	0
H18.11.30		1,000	1		0%	0	0	1,000	-349,960	0	47	0
H19.01.16		10,000	47		0%	0	0	10,000	-359,960	0	2,253	0
H19.02.22		10,000	37		0%	0	0	10,000	-369,960	0	1,824	0
H19.03.22		10,000	28		0%	0	0	10,000	-379,960	0	1,419	0
H19.04.26		10,000	35		0%	0	0	10,000	-389,960	0	1,821	0
H19.06.18		10,000	53		0%	0	0	10,000	-399,960	0	2,831	0
H19.07.18		10,000	30		0%	0	0	10,000	-409,960	0	1,643	0
H19.08.27		10,000	40		0%	0	0	10,000	-419,960	0	2,246	0
H19.10.01		10,000	35		0%	0	0	10,000	-429,960	0	2,013	0
H19.11.01		10,000	31		0%	0	0	10,000	-439,960	0	1,825	0
H19.12.14		10,000	43		0%	0	0	10,000	-449,960	0	2,591	0
H26.03.05			2273		0%	0	0	0	-449,960	0	140,103	0
											未充当計	
											185,540	
											-635,500	

これは正本である。

平成 27 年 6 月 17 日

東京地方裁判所民事第 4 1 部

裁判所書記官

三 木 儀 子

